

(平成15年12月16日)

部局名 農政部

件名	<b>コイヘルペスウイルス病 PCR検査後の対応について</b>
経緯	11月26日から水産技術センターの本所及び支所で検査を開始 12月12日までに予定していた養殖業者、釣堀等の検査を終了し、その結果全ての検体で陰性であった。 検査数は33ロット、162検体。養殖17業者(20ロット)、釣堀5業者、河川2ロット、その他飲食・加工等6。
内容	今回の検査結果が全て陰性であったこと、県内のコイ移動自粛要請から1ヶ月以上が過ぎていることから、 <u>現在県内で飼育されているコイ及びニシキゴイでコイヘルペスウイルス病(KHV)にかかっている可能性は非常に低い</u> と考えられる。しかし、KHVに感染していても水温が低いため発病が押さえられている可能性もある。 また、霞ヶ浦でコイヘルペスウイルス病が発生して以降、霞ヶ浦産のコイが1漁協で放流されている。 移動の自粛により、養殖業者等の営業に影響が生じている。また、風評被害を軽減させるために検査結果に基づき、早期に自粛を解除して欲しいという要請がきている。 農水省が法の対象範囲を広げたため、養殖業者以外の釣堀や個人の池で発生した場合でも、法に基づく対応が可能になった。
処理方針	<b>【養殖業者等への対応】</b> 移動自粛の要請を解除する。 移動の際は、国が示した取り扱い指針に基づき、十分注意して行うこと。 引き続きコイヘルペスウイルス病に対し、十分警戒すること なお、県は継続してKHVの検査を行う。 今後、養殖業者等で発生した場合には、法に基づき知事はその業者に対し移動の制限又は禁止、焼却、消毒等の命令を行う。 国が示した取り扱い指針 ・導入する種苗が、汚染水域由来でないこと及び汚染水域由来のコイと水を介して接点がないことを確認すること ・コイに大量死亡等異常が見られた場合には、出荷・持ち出しを見合わせる とともに、県庁花き農産課又は水産技術センターに連絡すること ・養殖施設内への立入及び用水等に関し十分注意すること <b>【天然水面での対応】</b> 県内水面漁場管理委員会の要請を受け、引き続きコイの放流及び持ち出しを自粛するよう要請を行う。また、県内の天然水面で確認された場合、委員会指示により放流及び持ち出しについて法的な規制を行う。

山梨県農政部花き農産課  
水産担当 大浜 内線 5316  
TEL: 055-223-1614(直通)